

日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会
第57回審議会議事録

日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会
第57回審議会議事録

1. 召集通知の日 令和5年3月15日（水）
2. 開催の日 令和5年3月23日（木）
3. 開催場所 豊田南まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 15名 内訳 ・所有権者 11名
・借地権者 1名
・学識経験者 3名
5. 出席者 28名
内訳 ・審議会委員 13名
吉井玲子、内田俊夫、社会福祉法人 ねぐるみ会 一ノ瀬浩一、西浦定継、
山口省三、村野弘幸、石井吉弘、萩原章介、主侍信義、竹内直佐、
学校法人 東京薬科大学 松本有右、野尻豊、田口麗
・市 10名
まちづくり部長 岡田正和
区画整理課長 井上泰芳
区画整理課主幹 岡崎健次
区画整理課長補佐 福島由紀宏
大野高宏
竹石幸司
山本修平
事業管理係主査 岡澤健一郎
換地係 矢光亜紀子、野上峻輔
・東京都都市づくり公社 5名
日野区画整理事務所長 若月純子
換地課長（補償担当課長兼務）萩田清光
移転工事課長 宮川雄一
換地課長補佐 川嶋輝之
換地係 伊藤理子

6. 会議の目的たる事項

- ・諮問第112号 換地設計の変更について
- ・諮問第113号 仮換地の指定について
- ・諮問第114号 保留地の決定について
- ・その他 ①区画整理たよりについて

②令和 5 年度予算について

③令和 5 年度工事について

7. 傍聴人 1 人

8. 配布資料

- ・次第、座席表、職員名簿、諮問文第 112 の写し及び換地設計変更調書、諮問文第 113 号の写し及び仮換地指定調書、諮問文第 114 号の写し及び保留地調書、令和 5 年度土地区画整理事業特別会計予算の概要、豊田南区画整理だより

【開会】 14 : 00

会長：では、定刻になりましたので始めたいと思います。皆さん、どうもこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。コロナの関係で、大分できなかつたんですが。審議会の開催に先立ちまして、日野まちづくり部、岡田部長より御挨拶をいただきますので、よろしくお願ひします。

岡田：皆さん、こんにちは。まちづくり部長の岡田でございます。すみません。後ろから失礼いたします。市のほうですけれども、年度末ということで、昨日まで市議会が開催されておりまして、令和 5 年度の予算等について可決をいただいたところでございます。

本日なんですかけれども、令和 4 年度 2 回目の審議会ということになります。予定している議題ですが、諮問案件といたしまして換地設計の変更について。それから、仮換地の指定について。そして、保留地の決定について。また、その他事項といたしまして、区画整理だよりについて。令和 5 年度の予算及び工事についてとなっております。

令和 4 年度の事業の執行状況でございますが、予定されていた工事は既に完了しております。豊田小学校東側の区画道路築造工事でございますが、年度明けにはバリケードを撤去し、交通開放する予定となっております。

令和 4 年度末での事業進捗率ですかけれども、事業費ベースで約 75.7% となり、前年度から約 0.7% ですかけれども、進捗したことになります。また、令和 5 年度の豊田南地区の工事予算額ですが、区画整理特別会計で約 5 億 300 万円となっており、令和 4 年度に比べて約 74% の増ということございます。市施行 4 地区の区画整理特別会計の総予算が約 20 億 8,100 万円となっておりますので、約 24%、4 分の 1 が豊田南地区の予算ということになります。内訳ですかけれども、建物移転が 6 棟、駅前周辺の整地工事を予定しております。

また、これとは別に、事業の長期化で住民の皆さんに御迷惑をおかけしていること

から、劣化している地区内の道路の修繕工事費として、800万円を一般会計の中で予算化しております。市では、令和5年度から令和9年度までを財政再建期間と定め、基金を増やし、負債残額を減らす。つまり、枯渇した貯金を殖やして増大した借金を減らすことで、有事にも備えた健全な財政状況とするため、当面は緊縮予算とせざるを得ないという状況でございます。このような厳しい予算状況にあっても、道路、それから建物、いわゆる箱物にかける市の全体予算の約半分を区画整理につぎ込んでおります。区画整理に対する市役所内や市議会、市民の目がより厳しくなっている中、我々としてもさらに気を引き締めて業務に当たってまいります。権利者の皆様には、事業の目に見えた進捗がないなど御迷惑をおかけしておりますが、何とぞ御理解いただきたく、重ねてお願ひ申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

会長：ありがとうございます。続きまして、東京都都市づくり公社日野区画整理事務所、若月所長より御挨拶をお願いいたします。

若月：後ろから失礼いたします。都市づくり公社若月でございます。今年度も残すところ1週間余りとなりましたが、今年度の事業実施につきまして、皆様の御理解、御協力をいただきましたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。
今年度に引き続きまして、来年度も日野市と一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。失礼いたします。

会長：ありがとうございました。

それでは、ただいまから第57回豊田南土地区画整理審議会を開会いたします。議事の進め方としましては、お手元にございます次第に沿って進めさせていただきます。

ここで、社会福祉法人ねぐるみ会より、一ノ瀬浩一委員が新たに審議会委員として選任されましたので、御報告いたします。よろしくお願ひいたします。

本日は有竹委員、それと野田委員が欠席の連絡をいただいております。本日は13名の委員の出席をいただいており、土地区画整理法第62条第3項の規程に基づき、本審議会は成立いたします。

なお、本日は傍聴の方がいらしておりますので、委員の皆様、傍聴人の皆様、よろしくお願ひいたします。

続きまして、議事録の署名ですけれども、今回は■委員と、それから■委員、会長代理にお願いいたします。議事録の書記は、事務局の福島課長補佐と野上主事にお願いいたします。

本日の審議会の趣旨説明について、進めさせてもらいたいと思います。それでは、本日開催の主旨について、事務局より説明をお願いいたします。

竹石：それではまず、説明の前に配布資料の確認をさせてもらいます。まず、お手元にあ

ります審議会の次第。それから座席表。それから職員名簿。それから、それぞれ 諒問文ですね。右上に諒問文第 112 号、113 号、114 号とあります。その後、令和 5 年度土地区画整理事業特別会計予算の概要。その下ですね。A3 になってまいります。右上に「回収」と書かれたもので、諒問 112 号の換地設計変更調書。それから、右上「回収」と書かれた第 113 号仮換地指定調書。それから、諒問第 114 号、保留地調書。それから最後にカラー版になっています、豊田南区画整理だよりという ものでございます。何か足りないものがある方、いらっしゃいますでしょうか。 大丈夫ですか。そうしたら、これにて配布資料の確認は終わらせていただきます。 議題です。本日の議題につきましては1) 諒問第112号、換地設計の変更について。 2) 諒問第113号、仮換地の指定について。3) 諒問第114号、保留地の決定についてでございます。その他につきまして、区画整理だよりについて。令和5年度予算について。令和5年度工事についてでございます。以上でございます。

会長：ありがとうございます。それでは、審議にあたる現地視察についてお話しいたしま す。これより現地視察を行いますが、現地の状況確認のみとし、審議はまちづく 事務所に戻ってから案件ごとに意見をいただきますので、よろしくお願ひいた します。なお、現地視察は約 20 分程度になると思われますので、傍聴人の方はし ばらくお待ちを願います。なお、視察は徒歩での移動となりますので、よろしく お願いします。ちょっと足場が悪いので気をつけてください。よろしくお願ひし ます。

福島：雨の中、申し訳ありません。関係する調書につきましては換地設計変更調書とい うものと、保留地調書というものをお持ちいただければと思います。場所は駅前の 今、ファミリーマートのコンビニのある前あたりになります。お地蔵さんの前と いうほうが分かりやすいかもしれません。

(現地視察)

会長：それでは、皆さんお戻りになりましたようですので、審議のほうに入りたいと思 います。初めに、本日の審議の手順について説明をさせていただきます。先に諒問 第 112 号の諒問文の朗読を行い、個人情報に関する諒問 112 号「換地設計の変更に ついて」説明及び審議中は、傍聴人の方に退席していただき、市役所の車で待つ ていただきます。諒問の説明及び審議が終わりましたら、傍聴人に入室していただき、諒問第 112 号の採決を行います。

諒問第 113 号「仮換地の指定について」も同様に進めていきます。

続いて諒問第 114 号「保留地の決定について」諒問文の朗読を行い、諒問の説明及 び審議が終わりましたら、採決を行います。

それでは、審議に入ります。事務局より諒問第 112 号の諒問文の朗読をお願いしま す。

岡田：事務局の岡田です。朗読させていただきます。

「諮問第 112 号 令和 5 年 3 月 23 日 日野都市計画事業豊田南土地区画整理審議会様 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の換地設計の変更について（諮問）このことについて、別添の調書及び図面のとおり変更したいので、土地区画整理法第 88 条第 6 項の規定に基づき貴会の意見を求める。」よろしくお願ひいたします。

会長：諮問第 112 号「換地設計の変更について」、これは個人情報に関わる内容になりますので、審議会議事運営規則第 6 条の規程に基づき非公開とします。傍聴人の方は退席をお願いいたします。審議が終了しましたら、改めて入室をお願いします。

（傍聴人退席）

会長：それでは、諮問第 112 号「換地設計の変更について」の説明を事務局よりお願ひいたします。

福島：では、御説明いたします。この説明につきましては、右上に諮問第 112 号と書かれた換地設計変更調書というものを使って御説明させていただきたいと思います。

まず 1 枚開いていただきますと、換地設計変更位置図となっております。今回諮問箇所については、ピンク色で示されております。JR 中央線豊田駅の南口すぐのところになりますね。まためくっていただきますと、調書になっております。左側のほうが変更前の土地の面積等の状況が示させております。右側のほうが変更後の土地の状況が示されております。またこちらのほうは、後で読み上げますので。まためくっていただきまして、換地設計変更図ということになっております。変更前が左側になっておりまして、変更後が右側になっております。

今回の変更箇所につきましては、左側にありますが、こちらの市有地なんですがれども、市の土地があります。こちらは幾つか市の土地があります。数字が入っているところ、このあたりが市有地になっております。その一部に黄色の保留地をつくりまして、これは何をしようとしているかといいますとですね。先ほど現地も見ていただいたところなんですがれども、じゃあ、重ね図のほうを見ていただいてですね。重ね図で言いますと、こちらのほう、先ほど現地にもありましたけれども、お地蔵様があります。こちらのお地蔵様なんですがれども、現在、市の道路、市道の上に建っております。ここ、見た目道路じゃない感じなんですがれども、実際、認定道路の市道の上に立っております。ですので、この土地につきましては公共用地ですので換地先がありません。ただ、そう言いましてもですね。こちらのところのお地蔵様なんですがれども、戦後になって戦没者の鎮魂と平和を願い建てられたということなんですがれども、皆さん、こちらのお地蔵様、も

ちろんシンボル的な部分もありますので、それは残していかなければならぬなどというふうに皆さん考えておられるようで、市としてもそういうふうに考えている。ただし、今のと同じように、道路上にまたつくるというわけにはもういかないんですね。やっぱり安全性という部分もありますので、これをつくるために 6mの道路が幅狭くなってしまうとか、あるいは駅前広場の人がぐちゃぐちゃいるところの脇にお地蔵様をつくっておくというわけにちょっとといかないものですから、じやあ、新しいところに保留地を設定して、こちらのほうにお地蔵様を安置するというふうに考えております。

こちらのほうなんですけれども、平成 24 年には商店街を管理している奉賛会から要望書も出されていまして、地元からも存続に強い要望があります。そういったことから、こちらのほうに保留地を設定して、市有地の換地の設定の一部を変更してこういう形にしたいというふうに考えております。保留地につきましては、現在、豊田地蔵を管理しておられる地元の商店会の方々のほうに購入していただきたいというふうに考えております。

では、先ほどの調書のところだけちょっと、変更するこちらのほうの、まためくつていただきまると、従前地のほうがこちらのほうにあります。これは駅前の通りですね。その横にあった土地、市有地になるんですけども、もうちょっと街並みができますので、形がちょっと足りなくなっている部分があります。

また調書のほう、2 ページ目のほうに戻っていただきまして、面積等読み上げさせていただきたいと思います。こちらの変更前ですね。従前の土地、豊田三丁目 31-1。地目、宅地。登記地積が 504.10 m²。基準地積が 516.70 m²。仮換地につきましては、87 街区に符号豊田三丁目 31-1 として、仮換地地積 404 m²として設定されておりました。減歩率は 0.22 ですね。所有者につきましては昔の所有者で書いてありますので、日野町ということになっております。日野市ですね。所有者につきましては。それから、変更後につきましては、従前の土地は同じになりますね。仮換地のほうにつきましては、面積のほうが 387 m²ということになっております。約 17 m²減ということになっております。その保留地のほうですね。16 m²となっております。ちょっと端数の関係で切り捨てになりますので数字が違っておりますけれども、そのかわり、こちらのほうの保留地を設定する。16 m²の保留地を設定するというふうに考えております。こちらのほうは、御説明のほうは以上になります。御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

会長：それでは、審議を行いますので、質問や意見のある委員の方はお願ひいたします。

何か意見ありますか。

■：質問。いいですよね。私が質問しても。この減歩率 22%ですよね。この辺の感覚はどういう感覚で捉えたらいいんでしようか。我々の地権者の豊田南の下のほう

の人は 49 だというパーセントなのに、豊田の周りのこの辺のところは何で 22% で、私どもにしてみれば半分以下だから、何となくすっきりしないんですよ。その辺の説明お願いします。

会長：はい、お願ひいたします。

福島：こちらのほうは、そうですね。別に計算してあるものだとは思いますけれども、今、調書持ってきてあるの。

■：これは昔に決めたあれかね。減歩率は。今の減歩率じゃないでしょう。

福島：これ、今の換地設計、評価の計算で減歩率は決まっていますので。ちょっとこれ、調書を見ないと分からない。

川嶋：会長、ちょっとよろしいですか。都市づくり公社。

会長：はい、お願ひします。

川嶋：減歩率につきましてはですね。22% ということで設定させていただいておりますけれども、区画整理の土地の評価の考え方をいたしまして、先ほどの重ね図に従前、この土地の豊田三丁目 31-1 の重ね図があったと思います。5 ページ目のほうになりますね。先ほどちょっと説明しました駅前通りのほう。これが駅前の部分、換地として設定されています。ここも日野市の土地ですかね。対象としては、この黄色で囲まれたところなんですけれども、従前の評価についても、区画整理後の評価についても、路線価で評価をしているわけなんですけれども、こちらの日野市の土地につきましては、もともとメインのこちらの道路、ここが路線価が割と高い。それから、奥行き等で評価をさせていただいて、その土地の評価を行っています。区画整理後のほうも、例えば場所はちょっと違いますけれども、ここを新しく整理をさせていただいて、こういった太い道路に面すると、あと、こういう角地とかになっていたりすると、その奥行きとか側方の加算分で土地の評価は変わってまいります。こちらの日野市の今回の該当する土地も、整理前の、割と整理前にしてみればメインの道路だったので路線価が高いところからの評価。あとは、細いこういう道に囲まれていたり、日野市は角地といいますか。三面みたいな、こちらですね。これが割と評価が高かったので、駅前のほうに換地を設定させていただいておりますけれども、その状況で減歩率が 22 というふうになっております。

■：今日の新聞にも地価のあれが出ていたよね。狭窄地だとか路面に面していないところは税金安いよね。評価が低いよね。それに伴って、区画整理のこの減歩率というのは、ある程度連動しているというふうに考えるのかな。

川嶋：そういうことになります。この路線価を設定させていただくのも、整理前の設定をするときも、固定資産税路線価ですか相続税路線価、そいうったものも参照しながら区画整理で設定したものとそいうったものが乖離していないか。そういう

たものを見ながら整理前のほうは決めていく。整理後のほうも、基本的にはこの道が造らせていたいたここに振り替わっているような位置づけになるんすけれども、そういうたところのバランスを見ながら路線価のほうを設定していただいて、整理前については各それぞれのもともとの土地を評価させていただく、整理後については決めさせていただいた形での奥行きですとか、そういうた決められた土地のほうを評価して、それぞれによって減歩が異なる。ですので、今日の日野市のこの土地がまた別のところに、全然駅から離れて違うところにいっていれば 22%ではなくて例えば 15%だとか、そういうた形になります。

今、■委員がおっしゃられたみたいに、例えばこれが日野市の土地じゃなかつたとして、これだけの条件だとすると、これに接していないわけですから、土地の評価が落ちる。それが今の駅前のところにいくと、この 22%では收まらないということになります。

■：要するに線形が悪い、それから面積の割り。当然固定資産税も変わってくるだろうし、売買するにしたって評価悪いよね。そんなような従前地で、売れったって売れないよね。だから、そういう意味でもあるということだね。なるほどね。田んぼなんかはいいところもあるから、減歩率が 40 だ、49 だって高かったわけだ。

川嶋：そうですね。今までなかったところにああいった将来国道のようなものが通つくると、そういうた減歩率というふうな考えになつきます。

■：分かりました。随分低いなと思ったので、そういう感じはしました。以上です。分かりました。

会長：よろしいですか。ほかに質問ありますか。

■：こここの土地、ちょっと後の利用はこれから市のはうで考えると思うんですけども、これ、欠けるわけですね。黄色のところがぽこっとちょっと。そうすると、整形であった場合と比べてちょっとかくっと欠けたときに、後の利用で何か支障が出るとか、そういうことを考えたりはしないんですか。区画整理の根本ではないのかかもしれないんだけど。あと、有効利用するわけですよね。これは多分、ほかで考えていくと思う。

井上：こちらは現況の重ね、仮換地の重ねがあると思うんですけども、86、87、88 街区につきましては、用途的に商業地域で用途高いと。地区計画も店舗地区 A ということで 1 階非住居、軒高 10m 以上ということで、高度利用をしていただくような用途、土地利用の用途になっています。日野市の土地をこちら集約したというのは、当時、共同化ですね。共同の宅地が多いという中で、なかなか 1 階非住居となると個々の土地利用が厳しいのではないかということで、共同化等を目指す中でまちづくりを進めてきました。その中で、個々の土地利用を望む方もいるということで、一度平成 26 年にこの換地設計変更して今の形になっている中で、日野

市としても将来的に見据えて高度利用というところは検討したんですけれども、具体的に土地利用について、関係各課に問い合わせても計画がないということです。今、回答をいただいている。今後につきまして、まだ今のところ具体的にここで駅前整備をもってきましたので、またこのあたり照会をかけなければいけないんですけれども、基本的には地元の方優先というか、そういう換地設計の方針がありますので、ちょっと形は悪くなるんですけども、日野市としてはこれはなしということで。あと、右側も地番ついているんですけども、日野市の関連する土地がついていますので、そういった土地も含めた中での多分、有効利用を図っていくものになると思います。

■：分かりました。

会長：よろしいですか。ほかには質問ございますか。

■：ちょっと確認なんですねけれども、この保留地は、処分方法は随意契約でいいですか。

井上：商店会に随意契約でということで今、今回決定されましたが、そういうことで進みたいというふうに考えております。

■：分かりました。

会長：よろしいですか。ほかにはございますか。ないようですので、一応質疑はここで終わりにしたいと思います。

(傍聴人入室)

会長：それでは、審議を経ましたので採決を行いたいと思います。諮問第112号、換地変更の変更については原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長：ありがとうございます。では、異議なしという声が多いので、諮問第112号につきましては原案どおりの可決といたします。

「答申第112号 令和5年3月23日 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業
施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦様 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業審議会 会長 ■ 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の換地設計の変更について(答申) 令和5年3月23日付 諒問第112号をもって意見を求められた件については、審議の結果、原案どおり異議ありません。」ということでお願いいたします。よろしくお願ひします。

それでは、次に諮問第113号の審議に入ります。事務局より、諮問第113号の諮問文の朗読をお願いいたします。

岡田：「諮問第113号 令和5年3月23日 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業審議会 様 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の仮換地の指定について(諮問) このことについて、地区画整理法第98条第1項の規定により別添

の調書及び図面のとおり仮換地の指定をしたいので、同法同条第3項の規程に基づき貴会の意見を求めます。」

会長：それでは、諮問第113号「仮換地の指定について」の説明を事務局よりお願ひいたします。

大変失礼しました。諮問第113号「仮換地の指定について」は個人情報に関わる内容になりますので、審議会議事運営規則第6条の規程に基づき、非公開とします。傍聴人の方は退席をお願いいたします。

(傍聴人退席)

会長：それでは、諮問第113号「仮換地の指定について」の説明を事務局よりお願ひいたします。

福嶌：御説明いたします。こちらの説明につきましては、諮問第113号と書かれた書類をもって説明します。こちらのほうになりますね。

まず1ページ目めくっていただきまると、仮換地指定諮問位置図になっております。今回諮問箇所がピンク色で示されております。諮問済の箇所が黄色で示されております。それから保留地の位置図。保留地の位置図で未諮問のものが緑色。保留地のうちで、諮問済の箇所が黄色。保留地のうちの処分済の箇所が赤色で示されています。

まためくっていただきまして、調書です。また後で読み上げますので御覧いただければと思います。左側に従前の土地が書いてあります。右側のほうに仮換地の土地が記載されています。

それからまためくっていただきまして、4ページ目、仮換地明細図になっております。今回諮問します土地の形状と面積が記載されています。

それからめくっていただきまると、仮換地重ね図になっております。従前の土地が黄色で示されています。先ほど見ていただきました、[REDACTED]があつたところになります。それから、仮換地の位置がピンク色で示されています。先ほど見ていただいた保留地のすぐ西側の箇所になります。現在、道路になっておりますけれども、その部分が新しい土地、換地になる予定になっております。令和5年度に道路等整備して移転になる予定になっております。

では、調書のほうを読み上げさせていただきたいと思います。従前の土地、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]になっております。それと3つ合併となって仮換地指定を行っております。[REDACTED]は、登記地積 [REDACTED]m²。地目、[REDACTED]。基準地積は [REDACTED]m²。[REDACTED]、地目、[REDACTED]で、登記地積が [REDACTED]m²、基準地積が [REDACTED]m²。[REDACTED]、地目、[REDACTED]で、登記地積が [REDACTED]m²、基準地積が [REDACTED]m²で、仮換地のほうにつきましては、[REDACTED]街区のほうに [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。3筆併せまして、仮換地地積が [REDACTED]m²となって

おります。減歩率のほうは [REDACTED] となっております。土地所有者につきましては [REDACTED]
様です。摘要欄にあります小宅地の減歩緩和を受けております。330 m²以下の土地につきましては、減歩率を若干小さめに出すような計算になっております。以上、1 筆の仮換地指定になります。御説明のほうは以上になります。審議のほう、よろしくお願ひいたします。

会長：それでは、諮問第 113 号の質疑を行います。質問、意見のある方はお願ひいたします。よろしいですか。では、意見なしとみなしてよろしいですか。ありがとうございます。では、傍聴人に入っていただきます。

(傍聴人入室)

会長：それでは、採決に移ります。諮問第 113 号「仮換地の指定について」は、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

会長：ありがとうございます。では、諮問第 113 号については、原案どおりと決定いたします。

「答申第 113 号 令和 5 年 3 月 23 日 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業
施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦様 日野都市計画事業豊田南土地区画審議会 会長 [REDACTED] 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の仮換地の指定について(答申) 令和 5 年 3 月 23 日付 諒問第 113 号の意見を求められた件については、審議の結果、原案どおり異議ありません。」

それでは、続きまして諮問第 114 号の審議に入ります。事務局より諮問第 114 号の諮問文の朗読をお願いします。

岡田：「諮問第 114 号 令和 5 年 3 月 23 日 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業審議会
様 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業施行者 日野市 代表者 日野市
長 大坪冬彦 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の保留地の決定について(諮問)
このことについて、土地区画整理法第 96 条第 2 項の規定により別添の調書及び図面のとおり保留地を定めたいので、同法同条第 3 項の規定に基づき貴会の同意を求めます。」よろしくお願ひします。

会長：それでは、諮問第 114 号「保留地の決定について」の説明を事務局よりお願ひいたします。

福島：御説明いたします。この説明につきましては、諮問第 114 号と書かれました保留地
調書のほうをもって御説明させていただきたいと思います。先程現場で見ていただいた保留地になります。まず 1 ページ目、調書になっております。めくついていた
だきまして、調書になっております。番号①。街区、87。保留地番号、保留地
(7)。地積は約 16 m²。摘要欄につきましては、令和 5 年度整備予定となっており
ます。

まためくっていただきますと、保留地の位置図になっております。保留地の位置がピンク色で示されております。少し小さいので分かりづらいかも知れませんけど、①と書かれた矢印の先になっております。保留地諮問箇所がピンク色で示されております。保留地の未諮問のものが緑色で示されております。保留地の諮問済の箇所が黄色で示されております。保留地の処分済の箇所が赤色で示されております。

まためくっていただきますと、今回諮問いたします保留地の明細図がついております。3.3m×4.8mの16m²の保留地でございますけれども、こちらのほう令和5年度に整備いたしまして、解決する予定になっております。御説明のほうは以上になります。御審議のほう、よろしくお願ひいたします。

会長：それでは、諮問第114号「保留地の決定について」の質疑を行いますので、質問や意見のある方、お願ひいたします。

■：先ほど見にいったところだと思うんですが、あそこはもともと日野市の道路ですね。日野市の道路じゃなかった。あれがこちらへ来るということで、この換地が出てくるんでしょう。ちょっと分からんんだけど、詳しく教えてほしいのはね。要するに、日野市の公共用地がたまたま経緯があって、あそこへ戦没者の慰靈をつくったわけだよね。道路にね。その場合に、どの団体と日野市が交渉しているのかというのがちょっと分からんですね。その責任者とかそういうのはちゃんとあって、それで今日までいろいろな話し合いをやってきた。そういうことでいいんですか。要するに、道路上に福祉施設があるわけで、その点でどういうふうに解決していったかという問題がね。きちんと経過で審議会にかけて諮っていくということが基本なんで、何かわけの分からぬうちに決まっちゃったということではなくて、きちんと経過を報告するということが大事なので、私としては、要するにもう60年も前から住んでいて、地元ではこういうことだということ知っているんだけど、日野市として公共用地をそういう福祉施設でやってきた経緯があるわけで、当然、その権利は保障されると僕は思うので、当然、あそこへ同じ施設が保留地に残っていくということは妥当だと思うんだけど、そのところの後処理の問題がね。1つは要するに道路が福祉施設になっていくわけだから、その際にお金の問題だとか、例えばね。そういう経過の中で、区画整理上で言う、何というかね。売却の値段とかそういうのがおまけをしてやるとかね。あるいは、そういうことで長年やってきて、住民の管理になってきているわけだから、そういう関係者に負担をかけないようにするということが大事なので、そこいらはどういう話し合いになっているのかね。ここで話せないことは結構ですから、そういう団体があるとすれば、その団体にどういう優遇措置をやっているのかという問題も含めてね。きちんと諮っていかないとまずいので、そのところは経過が

あれば教えてほしい。そういうことなんですね。面倒見るということが大事なのでね。要するに、95 条の問題からいくとね。そういう団体の意向をね。生かして、それでそういう団体に対して面倒見ていくということが大事なので、法律で決まったとおり金いただきますよではまずいので、そこらを一つ、ぜひ聞かせてほしいなと。そういうふうに思うんですね。

会長：事務局、よろしくお願ひします。

山本：事務局でございます。このお地蔵様がある保留地については、道路ですので公共用地でございました。先ほど福島から御説明したように、平成 24 年、この地域にお地蔵様を残してほしいというような御要望をいただきてきました。基本的に、公共用地にお地蔵様をそのまま存続させることは、今の情勢では厳しいと思っております。したがいまして、そういった御意見、御要望をいただいた中で、区画整理事業者としてできる範囲として、保留地を提供させていただくということで考えております。場所につきましても、地域の方と、このお地蔵様を管理していただいている商店街の方とも調整させていただいて、駅前に近い場所にもともと設置されたという経緯も踏まえまして、市有地の一部を保留地にかえて御提供するというような形で、皆様の御期待にそえるようなところの配慮はさせていただいております。

その上でなお、価格面のこととも伺いました。公共性がある事業でやっておりますので、価格面につきましてはしっかりと不動産鑑定をとりまして、判断をしていきたいと思っております。そのことにつきましては、御購入をいただく予定の商店会の方も御理解をいただいているものというふうに考えております。説明は以上でございます。

会長：■委員、よろしいでしょうか。

■：はい。

会長：そのほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。それでは、114 号の採決を行いたいと思います。諮問第 114 号「保留地の決定について」、原案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なしの声」)

会長：ありがとうございました。諮問第 114 号については、原案どおり決定いたしました。ありがとうございます。

「答申第 114 号 令和 5 年 3 月 23 日 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業
施行者 日野市 代表者 日野市長 大坪冬彦様 日野都市計画事業豊田南土地
区画整理審議会 会長 ■ 日野都市計画事業豊田南土地区画整理事業の
保留地の決定について（答申） 令和 5 年 3 月 23 付 諒問第 114 号をもって同意
を求められた件については、審議の結果、原案どおり同意いたします。」よろしく

お願いします。

それでは、一応審議のほうは以上で終わりますが、その他の令和5年度の予算について続けていきたいと思います。5年度の予算の説明を事務局よりお願いいたします。

竹石：それでは、5年度の予算について説明いたします。先ほどまちづくり部長からもお話をありましたように、昨日市議会のほうが…

山本：会長、区画整理たよりのほうを説明させていただければ。

会長：失礼しました。では、区画整理だよりの説明を事務局よりお願いいたします。

山本：それでは、区画整理だよりにつきまして、事務局、区画整理課山本から御説明させていただきます。お手元にカラー刷りの「区画整理だより」と書かれてあるものを御用意ください。

こここの区画整理だより、今回第47号ということで、この3月、もうまもなくですけれども、発行させていただこうと思っております。今回の区画整理だよりの内容につきましては、昨年令和4年の3月に発行させていただいて、1年ぶりの発行となります。この間、先ほどまちづくり部長から挨拶の中でございましたように、令和4年の12月、昨年の12月ですけれども、財政再建計画をうちの市は公表をしております。これから区画整理事業の進め方につきましても、その財政再建計画と並行して検討を進めてまいっております。このことについて、今回このたよりの中で御報告をさせていただいているというふうになっております。

昨年の3月に第46号ですね。たよりを発行して以降、権利者の皆様からいろいろな御要望をいただいております。その中でやはり多かったのが、事業が長期化していることに対して、早期に完了してほしいといったような御意見。あるいは、市が財政難を理由に区画整理事業を中止してしまうのではないかという不安があるということに対して、時間がかかったとしても最後まで完了してほしいといったような御要望をいただいていると思います。

こうしたこともありますので、財政再建計画と区画整理事業の進め方の検討をする際にも、その御意見を踏まえて検討をしてきております。そういった御意見がありましたので、区画整理事業を完了に導く、完成させるということを前提として、事業工程、資金計画について見直しをしていくといったような方針を決定しております。このことは財政再建計画の中で個票という形でお示しをさせていただいているところでございます。

では、どういった見直しをしていくのかといったところについては、事業が長期化していることによって、維持管理費であるとか人件費が皆さん、本来進めるときは皆様の移転、あるいは道路築造の費用を圧迫しているというような状況もありますので、できるだけ事業を早めに完了させることによって総事業費を圧縮して、

そういったところに、移転築造に費用を振り分けられるように事業体系上工夫をしていくといったような、そういったところ。あるいは、では、事業期間を短縮する際に、どのように進めていけばいいのかといったところの工程を再整理しますといったことを、この財政再建計画の中では位置づけをしているところです。一方で、まだまだ財政状況は厳しい状況でございます。この財政再建計画の中では、当面の間、令和9年度の財政再建期間の間については、できるだけ借金をしない。あるいは、基金を積み立てるということで、財政努力を重ねるというふうに進めるということが大きく決められております。その中ですので、当面この5年程度については、事業量については圧縮、抑制の傾向がありますけれども、特に必要なエリアにつきましてはしっかりと継続して、事業を継続するための進め方をしているというふうに考えております。

その上で、令和10年度以降につきましては、長期化している区画整理事業を早期に完了させるために、各地区の事業費にメリハリをつけながら施工期間の短縮を図っていくということを考えておりますので、皆様の引き続きの御理解、御協力ををお願いしたいと思っております。

たよりの裏面をお開きいただければと思います。では、この財政再建期間中に優先して整備していくといったところをこの図面の中でお示しをさせていただいております。令和4年度以降の予算を配分する際の基本的な考え方でもある駅前、この図面でいくと上の欄ですね。駅前広場周辺商業街区の整備といったところをまずは進めていくということで、令和4年度は進めてきております。令和5年度以降についても、財政再建期間中については、駅前広場整備に向けて、周辺商業街区の移転、道路築造などを進めるということを最重点の項目として進めていきたいと考えております。これは地区内外を問わず多くの方が利用し、市民の利便性向上に直結するといったようなところがありますので、優先整備、あるいは重点整備のエリアとして選定をしているものであります。

この図面の中で、道路に黄色く着色しているところがございます。これは、令和元年に発表した5か年計画で整備対象範囲ですよということを示したところです。そのうち、まだ着手できていないところをこの黄色く示しております。表面に少しだけ触れておりますけれども、この黄色く着色された部分につきましては、過去5か年計画の中で計画されていたというエリアでございますので、その位置づけを踏まえまして、事業再開の時期について検討を進めていきたいというふうに考えております。

もう1つ御説明をさせていただきたいのが、図面でいくと左下のところでございます。事業が長期化する中で、生活道路の補修や下水道の先行整備など、地域の方の御意見を伺いながら検討してまいりますと書かせていただいております。地域

の御要望を踏まえて、例えば下水道を先行整備できる箇所はないか。あるいは、舗装が傷んでいる場所、そういったところを補修できないかといったところは検討を進めておりまます。こういったところについても、長期化する中で、皆様への負担を軽減するための方策といったところは検討を進めていきたいと思っております。

また、1つ情報提供でございますが、この図面の右上のところ、黒川踏切の部分でございます。黒川踏切につきましては、南北を結ぶ主要な生活道路、通学路にもなっているということでございます。地域の方から幅員が狭いということで伺っております。ここでJR東日本との協議が整いましたので、これから2か年をかけて歩車を分離できるような工事を実施を進めていく予定でございます。これにつきましては、市で言いますとまちづくり部の都市計画課が担当でございますが、地区の深く係わる部分ですので、この場を借りて情報提供をさせていただきます。

こういった形で、当面5か年につきましては重点的に整備する部分を分けまして、メリハリをつけて進めていくということで考えております。令和5年度に実施する箇所につきましては、後ほどの予算概要あるいは工事概要の中で御説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上でございます。

会長：ありがとうございました。ただいまの区画整理だよりについて、質問あるいは意見のある方はお願いします。

■：よろしいですか。ちょっとお伺いしたいんですけど、下水道の先行整備についてなんんですけど、基本的には区画整理が完成しない限りは下水道の整備は行わないということですよね。だけど、これで見ると先行整備などの意見を伺いながら検討してまいりますという動きになっているので、何か例えば区画整理事業が完成しなくとも、こういう状況を満たしたら下水道の先行整備をするような要件というのはあるんですか。

山本：事務局でございます。今考えておりますのは、将来造る予定の道路と今の道路が重なっている。あるいは、地形的に排水したものを流すことができるような高さがちゃんととれるかどうかとか、幾つかクリアしないといけない要件があります。そういうところを図面なり現地で確認しながら、そういう場所がないかどうかというのをまずは探していくという、これはこれから進めていきたいなど。ただ、具体にどのエリアというところまではまだ決め切れていないんですけども、そういう先行的に整備できる箇所がないかどうかというのを今、探しているところでございます。

■：そういうのは住民から要望を出すということでよろしいですか。

山本：御意見いただければ、その場所についての検討はさせていただきたいと思います

で、御意見があればいただければと思います。

■：それは書面のほうがいいんですよね。

山本：一旦は口頭等でも結構でございますので、御連絡いただければ対応させていただきます。

■：分かりました。

会長：よろしいでしょうか。そのほかございますでしょうか。

■：■ですが、今のたよりを見てちょっと感じたんですけど、豊田下地区センターから西側に向かっていく道路の整備が中断になっていますね。最近、あそこは学童が増えて、狭いところを常に危険を感じているんですよ。それで、中断している理由が何なのか。むしろ、規制とかでいたら急いだほうがいいんじゃないかな。事故があってからでは遅過ぎるという気がちょっとするんです。特にここだけではないんですが、中断をしているという理由がよく分からないので、今の状況から見ると急いだほうがいいということを御意見として申し上げておきます。

会長：市のほう、どうですか。

山本：事務局でございます。御意見ありがとうございます。いろいろな理由があつて中断していると思っております。例えば、市の財政状況が厳しいところで、予算を振り分けられていないという現状もありますし、関係する方との協議といったものが必要になる場合もあります。全体的に見直しを進めていくといったところも含めまして、地域の方の御意見をいただいて、その内容も踏まえて再開の時期等、あるいは予算配分等検討してまいりますので、ぜひ引き続き御意見をいただければと思います。

会長：そのほか、ありますか。

■：今、私が質問したかったのを先に質問させてもらいました。同じことを言います。こここの下地区センターのところの隣に住んでいる住民として申し上げます。あそこ、学童の通りになっております。それから今、向こうから、対向からすると、橋の手前で一時停止しないと車通れないのは皆さん、知っているよね。何であそこを早くやらないのかというのは、事故起きてからではだめです。下地区センター側のところの道路は、70~80cmぐらい高さがあって、こちらが砂利道ですよね。あんなところ、車が止まるとなったらどうするんですかということね。

それからもう1つ、同じようなことなんんですけど、下地区センターの前にある四丁目1-5のところの住宅が、近々なので申し訳ない。地権者として申し上げますけど、世代交代が進んでおりまして、売り出ししましたね。吹上、上のところの住宅の販売会社さんが4区画販売してのぼり旗立っております。あそこに豊田用水がありましてね。あそこに橋が2本架かりましたね。あそこ、区画整理の黄色のところの手前のところで止まっていまして、きれいに用水がなっておりますが、あそこが

民間の不動産屋さんが、川を渡らない限り売れないものですから、橋を2個造りましたね。その辺のことは、早く区画整理ができるれば民間が自分の金を使って橋を建てることもなくですよ。区画整理事業の第6条においては、住宅をして建設すべき地域、環境の整備、交通安全を確保し、災害の発生を云々ということが8項目にも書いてありますが、この辺の見解を聞かせてください。

会長：市のほう、お願いします。

大野：今おっしゃっていました売り出しにした土地、あるはいまだ用水路が未整備のところで橋を架け直す。まさにおっしゃるとおりでございまして、現場のほうはそのような形で仕上がっております。この件に関しましては、緑と清流課も含めまして、どういう形でやつていこうかということで協議させていただいた中で、将来形の換地の形も見据えつつ、事業者さんと御調整をさせていただいた今の形で、一旦従前の形で橋を架けていただいたという経緯がございます。

ですので、全く調整していないでというわけではなくて、当然、先々豊田用水を整備した際は橋の架け替えというところもございますけれども、その辺もエンドユーザー様にはちゃんとお伝えしていただきたいと思います。また、区画整理事業が早く進んでいればというところで御意見もいただいております。それを我々も重々承知して反省しなければいけないところでございますけれども、山本も言ったようにこの厳しい財政状況の中、何をやっていくかというところは市のほうでも十分考えているというところは御理解いただければと思います。私からは以上でございます。

会長：■さん、よろしいですか。

■：中断しているって、今日も私、新5か年計画の令和元年のやつ持ってきたんですけどね。これと今、比較しても中断しているって、ここは水路構築ということで3番でやることになっているのに、これは中断ときちやったら、先ほど委員がおっしゃったとおり、中断している理由を地元の人に説明しないとね。今、我々がこうやって聞いたって、私はしようがないねという感じで審議会に話をするしかないけど、住民納得しないよ。この辺ちゃんとアナウンスしないといけないんじゃないかなと思うんだけど、見解はどうでしょうか。

山本：事務局でございます。まず、たよりを発行させていただいた上で、皆様からの御要望を受けまして、ぜひ御説明の場といったところ、例えば自治会も含めて、いろいろな団体の方で御説明の場ということであれば、ぜひこちらからお邪魔して御説明をさせていただきたいと思っておりますので、お声かけいただければありがたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

会長：先ほどの下水道の関係もそうですけれども、やはり、個人のいろいろ要望もあると

思います。そういうところをなるべくいかに市のほうに要望として伝えるか。その辺は我々も少し考えなければいけないと思います。そういう意見を集めて市のほうと折衝をして、お互い早く解決するようにこれからは仕向けていきたいと思いますので、今の件はよろしいですか。そのほかに何か御意見ありますか。

■ :これをちょっと見て感じる点は、未整備部分が随分抜けているなと思うんですよね。未整備部分ということもこれ、書いてあるんだけど、未整備部分というのは随分残っているんですね。つまり、昭和 61 年から始まって、既に平成 31 年に終わっているわけ。終わっているんですよ。この区画整理は。ところが終わっていないわけ。終わっていないけど、終わったところが分からぬわけ。我々も分からぬでしよう。おたくたちも分からぬから、こういうことを明確に書けないわけですね。

僕は包括的に言いたいんだけども、例えば、今まで手をつけたことがないところが 1 号公園。これは全然手をつけていないですね。それから駅前開発。これは手をつけているんだけど、全然進まないと。地下駐車場も全部ほったらかしてしまっている。後の対策全然たっていない。それから今、問題になっているのは、コスマスアベニューの通りも、あれも未整備なんだけども、全然これはのつかっていなしね。あれ、未整備でしよう。あの 8m 道路は。それ、この中に入っていないですね。それから、先ほどから問題になっている下水道の問題ですよ。下水道の問題は、区画整理だからやっていないところはもう追い抜いちやうのは分かるんだけども、だけど、例えば実際見ると、荘一、荘二は下水道入っているんでしょう。ところが、抜けているところがたぬき公園から流して下へ流しているわけ。つまり、荘一の場合には荘一が終わったら、たぬき公園のところへねぐるみ坂に下ってこなければならないところを下ってきていないわけ。途中から変なところを通って、それで ■ さんだとか ■ さんだとか、あそこら辺にみんな入っちゃっているわけ。ところが、ちょっと離れたところは入っていないわけだよね。

つまり、未整備のところをどういうふうに下水道を整備していくかというね。これがどうも誤解を受けるようなやり方が次から次と出てきているわけですよ。例えば、あそこの ■ さんが経営している特養のところから下を見ると、上へ道が上がっているんですね。何であれ、3・3・2 道路がね。水というのは、下へ流れるんだけど、上へ道が上がっていると。それから、 ■ さんの裏方、北側の道がちょっと整備されているんだけど、その西側がどうも寺坂へ行く道へ出るのが、寺坂が問題になっちゃっていて、結局、上に水が流れるような設計のような感じを受けるわけね。うんと深く掘らないと、下へ流れないと、下へ流れないような設計がされているような感じ、僕としては感じるわけね。どうするのかという問題があるんですよ。だから、今の段階って非常にあちこちあちこち全体として金のかかるようなことば

かりやっているような感じで、しかも金が出ていないと。例えば、浅川沿いの農業を守るということで、農地をいろいろな形でつくって、そうしたら、途端に宅地になっちゃって、また宅地造成やっていると。こういうことを次から次とやってきているわけですよね。だから、ここの南地区の区画整理というのはうんと金がかかっているんじゃないかという危惧が僕はあるんです。しかも、3・4・15ですか。駅前通りのあれは、西側は途中で終わっちゃって3・3・2につながっちゃっているわけね。東側はどうかというと、3・3・2が限りなく善生寺だとか若宮神社だとか寺坂にうんと近い形で3・3・2があつてるので関わらず、駅前通りをまた市役所のほうに通そうとしているわけですよ。しかも、崖線にものすごい金をかけて、やるのかやらないのかという大きな問題があると思うんですよ。

そういうところはどうこれからやっていくかという問題になると、今の予算の範囲だけで年間2億か3億しか出でていないところで、寺だけで考えた場合、墓地の移動の問題でもものすごい金がかかるわけですよ。しかも、あそこへまた3・4・15の道路を、墓地をぶつ壊してお宮の要するに若宮神社の鳥居の上を通るのか下を通るのか、全然分からぬようない状況がある。今の状況は非常に大きな問題があるので、抜群的にぜひ見直しをやってほしいんですよ。そういうことでもう少し抜群的にみんなに分かるような見直しをやってほしいですよ。線路つぶちに道を通すということも考えて、ぜひみんなに分かるような方向を出してほしいんですよ。よろしくお願いしますよ。

井上：御意見ありがとうございます。未整備地区ということで、白く塗られているところが未整備地区、■委員がおっしゃるとおりです。1号公園の水路もそうですし、整備していませんので、先ほど言った農地につきましても、やはり水田をやられていた方で水田をやりたいと言えば、そういう水田の換地をします。ただ、相続等世代交代の中でそこがなくなってしまうという事実もあると思います。結果、そういうことになっているということです。地域の方の御意向を聞きながら換地設計をしているところです。

今後の整備につきましては、委員のおっしゃるとおり、3・4・15号線については、先ほど部長の話がありました、担当の山本からも言いましたけれども、広域的にという部分と、いかに早く進められるかというところ。あとは、■会長からありました地域の意見というところも踏まえながら、どう進めればいいのかというところは検討に入っていきます。それについてはまだ具体的にどうとは言えないんですけども、令和9年、財政再建期間が明けた後の事業展開の中で、そのあたりを整備しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、まさにおっしゃるとおり、最後までやり遂げる気持ちの中で計画、どうやって進めたらいいのかというところを考えていきたいと思います。

会長：それでは、いろいろ区画整理の進め方について、今の進捗状況には問題があると思います。その中でも、最後まで区画整理を完成させるという日野市の意見も統一されているそうですので、いかにこれからも、少しでも早くこの区画整理の事業を収束するかということは、我々はもう少し真剣になって市を手伝っていけるところは手伝っていかなければいけないと思います。そういう中で、今この区画整理だよりに出ましたように、いろいろ今までとは違った形の市の考え方で見直しを今、図っている最中だと思います。

その中に1つの意見として述べさせてもらいたいのは、これから検討課題として、区画整理対象外の区域がございますね。補償金でもって対応するという場所。そういう場所についても、今、区画整理が完成しないとその補償金の対象にならないという形の状況になっていると思うんですが、そうするとやはり予算がなかなか少なくて合わない。そういう形で、少しでも資金をとるために、そういう還付ではなくて、減歩ではなくてお金を取るというところに対しては、お金を早めに徴収できるところは徴収する。そういう何か法律ではないですけれども、変更ができれば、代も変わって人も変わって、それは売買されている状況も多分にあるわけですね。ですから、そういう状況を踏まえて、少しでも資金を取れるところは取って、早く事業費に充てて進めてもらえたらいふことを思います。その辺も法律的に問題がないかどうか検討していただいて、早く進めてもらいたいと思います。

区画整理だよりについては、今、大体意見が出尽くしたと思いますが、そのほかいいですか。では、区画整理だよりにつきましては、以上で終わらせてもらいます。続きまして、令和5年度の予算の説明を事務局よりお願いします。

竹石：予算の説明でございます。お手元のA4の紙を御覧ください。こちら予算総額と書かれているのは、豊田南だけではなくて4地区全てでございます。およそ20億円予算総額で、そのうち豊田南につきましてはおよそ5億円となっております。予算編成の方針につきましては、先ほどから出ているんですけれども、こちら令和5年度から令和9年度のこの5年間で日野市財政再建計画・第6次行財政改革大綱実施計画というのが実施されますので、それを踏まえた重点整備事業として、この5年間でやることを決めました。その5年間でやることが、下に書いてあります重点整備事業でございます。こちら、豊田南地区につきましては、財政再建期間中における整備目標と一致する事業としまして、駅前広場の用地確保、整備。それから、駅前にふさわしい街並み形成のための共同化の促進。今、駅前に建っていますマンションのことでございます。それから(2)現5か年計画の見直しにより令和4年度までに実施されなかつたもので、整備効果及びまちづくり寄与度の高い事業としまして、都市計画道路3・3・2号線雨水幹線流末の接続というこ

とで、これはどこのことを言っているかと言いますと、3・3・2号線と善生寺から一番橋に抜ける一番橋通りのちょうど交差点のところを言っております。

それから、その下です。主な事業はここに書かれているとおりでございます。進捗率でございます。今年度末、令和4年度末、あと1週間ですけれども、それを終わりますと事業比率で75.7%、来年度令和5年度末で76.8%となっております。それからその下、新規なんですけれども、長期化対策事業経費ということで、豊田駅の南口からちょうど線路縁を線路と平行して走っています幹線道路でございます。かなり舗装が劣化が見られると。本来、その代替となる、先ほどから話に出てきます3・4・15号線をやはり整備を早くしないといけないところなんですけれども、実際できていないということで、こちら書いてありますけれども、当面本整備できない道路整備について、地域ニーズを踏まえた改善・改良すべきもので喫緊に対応すべきものを緊急・暫定的に整備するということで、令和5年度ですけれども、800万円の予算を取っております。以上でございます。

会長：ただいまの件について、質問ございますでしょうか。意見よろしいですか。では、これはそのまま承ります。よろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、令和5年度工事の説明を事務局よりお願ひいたします。

大野：改めまして、こんにちは。区画整理事業大野と申します。私からは工事の件について御説明させていただきます。すみません。ちょっとお手元に資料御用意しておりませんので、スクリーンのほうを御覧いただければと思います。

令和5年度工事ということなんですけれども、その前に、令和4年度の工事についてちょっと触れさせていただきたいと思います。これは豊田南の全地区で、ここに3・3・2号線ですね。ここは一番橋通りがございまして、冒頭もお話しございましたけれども、ここは豊田小学校ですね。豊田用水がございまして、豊田小学校の東側のこの部分ですね。この道路につきまして、整備をさせていただきました。延長としましては68.9m、幅員としましては6m。これは検査も含めまして、2月の中旬に工事完了しておりますが、冒頭まちづくり部長のほうからも御報告させていただいたとおり、ここはまだ開放しておりません。今、バリケードで止めて、歩行者、自転車のみが通れるような形になっておりますが、これにつきましては、先ほども御挨拶の中で、新年度になりましたら開放するということで御説明させていただいたんですけども、このあたりにつきましては学校さんと御調整させていただいておりまして、春休み中に開放するのがいいだろうというところで、4月の3日に開放することで考えております。その件につきましては、日野警察さんのほうとも調整済みということになっておりますので、4月3日の月曜日に開放する予定というところで御報告させていただきます。

続きまして、令和5年度工事について御説明をさせていただきます。令和5年度工

事についてはここですね。これが寺坂がありまして、黒川踏切ですね。ちょっと見づらいですが、駅からずっと来て、ねぐるみ坂を下りて、ここ部分ですね。駐輪場が2つぐらいあるんですけども、この通りにつきまして、先ほど来御説明させていただいていますとおり、事業が長期化する中で生活道路の補修というところで、ここにつきましてはかなり舗装の劣化がひどいというところで、この間につきましては舗装補修をさせていただくということで、今年度計画しております。ここにつきましては、延長が約180m、幅員につきましてはちょっとまちまちなんですけれども、おおむね4.0～5.0mの舗装補修という形になります。この工事につきましては、ちょっと協議していないんですけども、通行止めが予想されますので、皆様の安全な通行と迂回に関する日野警察さんとこれから協議させていただきながら、実施させていただきたいというふうに考えてございます。舗装補修工事については以上でございます。

あとは、駅前のこの部分。本日御審議いただいた87街区の周辺の整備という形になります。交通切り替えということで、今年度この辺の周辺の整備の進捗に合わせまして、交通を切り替えていくというところで今、関係機関と協議しているところでございます。従前の道路はねぐるみ先のほうからまして、この赤い点線の中を通って駅前に抜けていくというところですけれども、この87街区の整備に伴いまして、一旦交通を将来的に切り替えるというところで考えているところでございます。そうなりますと、交通の規制がかなり変わってまいりまして、そういうところちょっとお伝えさせていただきたいということでこの絵を用意させていただきました。ただ、この絵につきましては、まだ公安委員会のほうが通っておりませんので、あくまでも参考ということで御理解いただければと思います。日野警察さんと警視庁の本庁さんとはある程度協議が進んでいるというところでございます。

まず、この通りですね。駅前の商店街の通りなんですけれども、ここにつきましては両側通行でございました。ここにつきましては、従前コンビニさんのほうに抜ける道が一方通行でしたので、今の段階ではここまで一方通行で規制かけさせていただいておりまして、ここ86街区の周辺につきましては、現在封鎖している状態でございます。その規制の中で、この通りを今の86街区の北側の通りに振り替えます。ここ86街区の東側の通りにつきましても、交通開放というところで協議させていただいている。

そうなりますと、まずこの両通の機能を確保するために、この通りですね。この通りは両側通行、交互通行で規制をかけさせていただいて、ここ従来一方通行であったところを一方通行の範囲を縮小しまして、この部分、このT字路から下につきましては一方通行。北側に向かう一方通行ですね。それは残させていただく

と。こここの両通の協議もあったんですけども、ここから車を出すのは危険だろうというところで警察さんと協議させていただいて、こういう形にさせていただきました。

それに伴いまして、必要な標識とか路面表示ですね。あと、止まれの標識とか路面表示というのを整備させていただいて、あと、ここにゼブラを設置しまして、北側に向かう車両はなるべく左側に寄るような工夫をさせていただいて、ここでの交錯をなるべく安全に通行するようにというところで工夫をさせていただいております。これも日野警察さんと協議させていただいております。

という形で、恐らく8月ぐらいにこの作業というか切り替えをやらせていただこうと思っておりますので、その際は広くPRさせていただきまして、安全な通行を誇りたいと思っておりますので、ぜひとも御協力をよろしくお願ひいたします。私からの説明は以上でございます。

■：ちょっと要望があるんですけどね。今、多摩信の前から駅に向かって横断歩道があるんです。多摩信の前から。今おっしゃっているところに、いわゆる山口不動産の事務所の前、そこに横断歩道を1つつくってほしいんです。というのは、車の関係がそこへ入っていくんしたら、駅に行くために多摩信のほうまでいって横断歩道を迂回しなければいけないんだけど、せっかくそこへ道路ができるなら、そこへ横断歩道をつけてほしい。

大野：この道路自体は従前ございまして、ここの横断歩道も警察と1回協議したことがあるんですけども、ここはやはり、人の流れがですね。ここで渡った先でも歩道形態ないので、人の流れがここでちょっと危険じゃないかというようなことで、あえて今回は、ちょっと説明漏れましたけれども、この紫の部分、歩行者通路つくりまして、ここは今ふさがっているんですけども、このふさがっている事業用地、単管柵を少し下げまして、歩行者の通路は設置しようと思っておりますので、大変恐縮なんすけれども、こちらからいらっしゃった方…

■：だけど、そこは交差点になっているわけでしょう。交差点に横断歩道がないというのはどういうことですか。

大野：これはちょっと協議の中で。

■：強く要望してほしいんですね。

大野：分かりました。それはその話として。

■：結構そこは人が通っているんですよ。たまたま今ね。工事の関係者の人が交通整理してくれているから安全性が保たれているんですけど、当然、人の流れとしては、そこに横断歩道がついていないとおかしいと思う。

大野：分かりました。そこは警察さんと再度そういう御要望があったということでお話をさせていただきます。

■：強く言ってください。

その横断歩道は、最終的にもできないということですか。

大野：最終的にもできないですね。すみません。最終的にはどうかな。

■：どうしてできないのかな。

岡澤：ここに横断歩道がないのは何でかという話なんですけれども、今、駅前広場の入口がここにあります。ここにあるので、車はここから右左折して入ってきます。そうすると、ここに停止線があって、その手前に横断歩道があります。車が右左折するために停止線を設けて、そこで横断歩道をもってくる。なので、ここに横断歩道があります。それはひとえに、駅前広場の出入り口がここにある。ただ、■

■さんが移転していただいて、この場所は将来駅前広場になります。そうすると、今度メインの出入り口がどこになるかというと、まさにここになるんです。ここまで広がって道路が、駅前広場の出入り口がここになれば、ここが十字の交差点にきちんとした形になるので、その暁にはちゃんと信号機をつけて横断歩道をつける。そういうふうな計画になっています。

今はあくまでも車がこっちで出入りせざるを得ない状況なので、どうしてもここを渡りたいという人がいらっしゃるのは、私はここの工事をやらせていただいたときからずっと知っているんですけども、いろいろな要望を5年ぐらいずっといたいでいる中で調整している中でも、ちょっと今の状況ではやっぱり難しいと。しばらくの間はこっちで渡っていただかざるを得ないということで今まできちんとです。ただ、今はこうやって御意見いただいたことは、改めて今の状況で何とかできないかということは常に警察さんとはやらせていただこうとは思っていますけれども、非常に今こういう状況になっているということの御説明はこういうことで、将来的にはここはきちんとした交差点になるので、ここに信号をつけて横断歩道をつけるという計画にはなっています。

■：実情としては多くの人がそこを横断していますからね。

岡澤：そうですね。渡っちゃっていますね。昔からの通りですものね。

■：だから、そういう既成事実に基づいて、今の状態。

岡澤：今の状態でも渡れないかということで、そこは何かうまいやり方かないかということで考えたいとは思います。

■：それはお任せします。

■：ちょっといいですか。その地図の一番左側の下の空き地は何で空けておくのか。住民から意見が出ているのは、あそこは何のために空けているのかね。そのところの説明をしてほしいと言われたことがあるんだけど。それが1つと、それから、平成26年の計画では、一応地下の駐車場は別扱いでやらないということでいいんですか。計画から外すと。そういうことで判断はいいんですか。地下の駐車場、

これは外しているけど。

井上：地下駐車場について、都市計画決定してその位置づけはありますけれども、この事業の中ではやらないと。将来的にも日野市は地下駐車場は造らない。それでもう 1 つ、駅前広場については、将来どういう整備にするのかというのを、平成 28 年の確か駅前広場説明会ということで審議会の委員対象にやらせていただきました。それで、正式に将来形の整備をする前の暫定形ということで今の暫定駅前広場ということでやっていますので、その中の回転移動、バスベイつくっていますので、余剰地が出てきて、そこがたまたま空き地になっていると。事業用地として空いているだけというところです。将来的には駅前広場になりますので、歩道になったりとか、駅前のタクシープールになったりとか、いろいろありますので、まだ今のところは活用がないで砂利で空いていたりとか、ちょっと広めの歩道で空いているというところです。

■：それで提案なんですが、一応矢崎橋までどえらい広い道路になっているんですね。広い道路になっているんですが、北口なんかもそうなんですが、駐車場を特別に確保しちゃっているわけですね。だけど、あれだけの広い歩道があるところに、八王子ではもう歩道に駐輪場をいっぱい造っているんですよ。北口もそうだし南口もそうだし、結構市の駐輪場になるみたいなんだけれども、日野市もそういう特別に駐輪場を造るのではなくて、道路をあれだけ余分に広くしちゃっている関係で、歩道の中に駐輪場を造れば、余分な駐輪場は必要なくなっちゃうのではないかと思うんだけど、増収のためにそういう工夫もぜひ検討して、あれだけの広い歩道を活用して増収に努めるということも考えられないかね。よろしく検討お願いします。

井上：歩道での駐輪場設置ということで、確かに平成 19 年度あたりに道路法が変わって歩道への駐輪場設置がオーケーになりました。特に豊田駅は北口なんかは駐輪場の用地がない中で、都道の歩道を使わせていただいて駐輪場の開設をしたところ、多摩動物公園もそうですし、多摩都市モノレール各駅も東京都さんの了解を得ながら造っています。基本的には、歩道状空地そういうものを置いていいのかというところはあるんですけども、用地が見つからない場合にはそういうことで道路管理者様の許可の中でやっています。将来的にもここ、南口についても、自転車をとめる方についてはやっぱり駅の近くだったりいろいろな使い方になりますので、その方たちの意向調査、あと、駅前に配置される市有地の活用、そういうものを考えながら、その空地を使うかどうかというのは今後見極めていきたいと思います。無料の駐車場というのは日野市は設置していませんので、多分、設置するとなると有料駐輪場になって、その中で受益者負担の原則の中で運営していくという形になると思います。御意見としていただいておきます。

会長：確かに道路になると、今度は交通安全の厳しいところはありますから、事故のないような形でいろいろ新しい面を検討してもらいたいと思います。ほかにはよろしいですか。

■：前の図面の話で、800万円のやるところの、あそこら辺に住んでいる住民として申し上げます。先ほど来出ている寺坂とねぐるみ坂の話がございますが、そこ工事をやるときに、当然通行止め云々と大野さんおっしゃったと思うんですが、そうでしょうね。あれ、4mぐらいしかない道路をどうやって工事するんだよといったら、通行止めしかないよね。その辺の豊田小学校から寺坂とねぐるみ坂にある住民は、豊田駅に向かうときにねぐるみ坂から一方通行で北から南に移動しかできないですね。豊田駅に行くときはどうするんだといつたら、当然、こここの広い道、豊田駅前の3・3・2号線のところから行くいかないですね。あとは、通行する道路だったら、たぬき公園のところあたりの近道をしていくとか、そんなこともあるけど、これは住民しか知らない道路なんですね。それ工事、通行止めしたときに、すみません。こここの道路は学童が使う道路だというのは知っていますよね。豊田用水のところ。そのもう1つ上もそうですよね。ここですけど、豊田駅がここでしよう。この道ですね。ここのあたりをこのうちの周りに、さっきも言ったように、世代交代でやっていて7軒も8軒も家ができているんですよ。そこに小学校1年生から6年生まで全部いるんだ。そのところが、学童が要するに朝の登校ですね。豊田小のほうに、そこですね。通学路ですね。その道路を通行止めにしちゃったときに、豊田のこの辺の住民は寺坂通れなくなるわけです。ねぐるみ坂下るしかない。そういうことをやっていると必ず事故が起きそうなので、ぜひその辺の時間的なもの、それから学童の朝夕、それからあと、住民が放送かかるんですね。迎えに来てくれというね。もちろん、地元の人間ですから分かるんだけど。そういうことを考慮して、必ずその辺、事故が起きそうなので十分考慮してほしいというのを一言言っておきます。

大野：はい、分かりました。

■：多分、分かっていらっしゃると思うんですが、朝夕は本当に学童がいっぱいいます。よろしくその辺の工事のところをね。例えば、私なんかにしてみれば、そこにガードマンとか通行の人を1時間ぐらい入れてもらうような気持ちがありますね。もう1つ、そこにとよだ保育園がありますよね。ごめんなさい。ふたば幼稚園。そのお母さんたちが自転車で乗つけたり、それからあと、武蔵自動車のあたりところからずっと来ているんですね。寺坂も通れないんだからね。今度もし工事やっているときは。非常に心配ですね。住民としてね。これはぜひ検討事項というか、希望としては本当にガードマンつけてほしい。朝夕ね。お金もかかるでしょうけれども、ちょっとお願ひします。

大野：そうですね。御意見として承ります。警察さんとも十分調整しながらやっていきた
いと思います。

■：お願いします。

会長：協議して、よろしくお願ひいたします。ほかに意見ありますか。よろしいですか。

野上：ここで令和5年の4月1日付で人事異動がありまして、その説明をまちづくり部長
に説明していただければと思います。

岡田：3月31日付と4月1日付で私ども職員で退職者と異動がございますので、まず3月
31日付で退職する職員を御紹介させていただきます。主幹の岡崎。

岡崎：岡崎でございます。平成24年から区画整理課のほうお世話になっておりましたが、
ここでめでたくというか、晴れてというか、60歳を迎えて、定年退職ということになります。引き続き道路課というところで再任用をしていただけるということはいたでおりますので、恐らく4月1日以降は市役所の3階、道路課のほうで私はいるのかなというふうに思っているところでございます。8年間という長い間皆様と事業を携わさせていただけて、非常に経験を積ませていただけたと思っております。大変どうもありがとうございました。

会長：どうもお世話になりました。

岡田：今日、説明をしている課長補佐の福島も退職になります。

福島：福島でございます。平成22年から区画整理課のほうにお世話になっております。
それから何年かやってきました、途中、そうですね。4年半ばかり中抜けして、違う課をぐるぐると回ってきたんですが、去年またこちらに戻ってきてまいりまして、最終的には区画整理課で退職することになりました。すみません。
こうやって説明させていただきまして、ちょっと足りない部分もあったかと思います。本当にすみませんでした。という部分もあるんですけども、私もこれからまだ市役所にいますので、先ほどの岡崎と一緒に道路課というところにいます。
再任用でありますので、またぐるっと回ってこちらにまた区画整理課のほうにお邪魔することもあるかと思います。まだ5年ばかり市役所にいる予定です。またぐるぐると回ってくるかもしれないんですけどね。またこれからもよろしくお願ひいたします。

会長：お疲れさまでした。よろしくお願ひします。

岡田：課長補佐の竹石は健康福祉部のほうに。

竹石：私、課長補佐をやっている竹石と申します。今度健康福祉部の介護保健課というところがありまして、そこの課長になることになりました。こちらの区画整理課、私入所したのが平成13年で、そのときから6年間お世話になって、ちょっとしばらくいろいろなところを回って、またここで1年半お世話になって、都合7年半お世話になりました。平成13年からのときに比べて、豊田南、本当に著しくすばら

しく変わつてきましたので、いろいろ問題はありますけれども、必ず解決できて完了まで導いていけるんだなという私は確信しておりますので、また出戻りになる可能性はありますけれども、ひとつよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

会長：お疲れさまです。それでは、審議のほう、これで終わりとしますが、1つお話がございます。それは冒頭でお話ししましたように、この審議委員会の勉強会のことです。以前、こちらに委員としておられます [REDACTED] が資料を作られまして、審議会の勉強会をやられた経緯がございます。その後何年もたちまして、審議委員のメンバーも変わつたこともあるし、私どもかなり区画整理の内容、言葉について理解しにくい点も多々あるということで、ここで新たにもう一度、[REDACTED] にお世話をいただきながら、勉強会をしたいと思いまして、ちょっと私、雑ぱくな資料を作つてみたんですが、この資料ではとても資料にならないということで、大分手直しされて、今、作り直している最中でございます。この資料ができましたら、[REDACTED] の御都合のいい日に市役所の会議室をお借りして勉強会をしてみたいと思います。

その勉強会の中身については、そういう区画整理の事業の言葉、あるいは見方をどうするか。それともう1つは、審議委員会としては何を審議すればいいのか。この土地区画整理法の資料にも載つていますように、必要なことは事項あります。その事項について中心に審議をしていく。それに対する知識を深めたいというのが1つ。それからもう1つは、先ほどから何度も審議委員会とはちょっと離れるような意見が多数出ています。そういう意見は、やはり私どもがどのような方法で市民から意見を集めて、市のほうと相談してぶつけていけばいいのか。その辺の意見の集約の仕方も我々勉強会の中でそういう勉強をしていこうというふうに思いますので、これからもひとつよろしくお願ひしたいと思います。またその日時につきましては、決まりましたら御連絡いたしますので、そのときはまたよろしくお願ひいたします。

[REDACTED]：一言いいですか。去年の夏頃から会長からお願ひされたんですけども、僕のほうがちょっと体の具合が悪かったものですから、秋頃やりたいなと思ったんですけども、できませんでした。会長、申し訳ございませんでした。

会長：いえ、とんでもございません。御無理言って申し訳ございません。

[REDACTED]：4月の連休前後で、また皆さん、[REDACTED]さん、前ありましたね。あんな形で、区画整理事業の法律は日本語じゃないものが結構入っているんですよね。メンバランスといったって誰も分からぬですよ。普通の人は。そういうところもやさしくというか、僕なりの誤解をされてもいいというぐらいの気持ちで簡単な資料を作りますので、よろしくお願ひいたします。

会長：体調が悪い中大変でしょうが、申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたします。
それでは、これで審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

た。

【閉会 16:09】

この議事録は、書記が記載したものではあるが、その内容が正確であることを認め、ここに署名します。

令和5年（2023年） 7月 3日

会長..... [REDACTED] [REDACTED]

署名委員..... [REDACTED] [REDACTED]

署名委員..... [REDACTED] [REDACTED]